

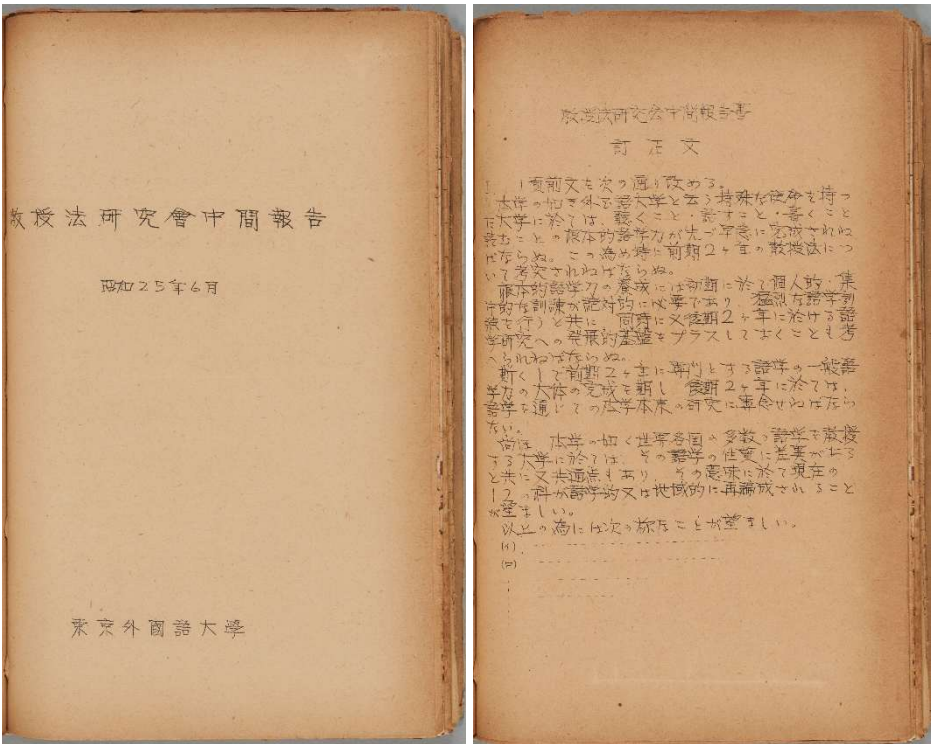
vol.8
Sep.,2024

東京外国語大学文書館報

—Tokyo University of Foreign Studies Archives Newsletter—

Contents

資料紹介『教授法研究会中間報告』……………1 頁	東京外国語大学文書館日誌抄録……………3 頁
電子媒体による法人文書の移管について……………2 頁	企画展の案内ほか……………3 頁



[写真] 『教授法研究会中間報告』(1950 年 6 月)

1949 年に東京外国語大学に発足した「教授法研究会」がまとめた中間報告書。戦後、専門学校から新制大学となった東京外国語大学では、教育研究体制の検討が重ねられました。本資料には、教育機関から教育・研究機関へと転換したばかりの東京外国語大学における言語教育の教授法を巡る議論の過程で、検討されたさまざまな案が提示されています。

(資料番号:大学史口7-1-15)

資料紹介『教授法研究会中間報告』

倉方慶明(東京外国語大学文書館 研究員)

戦後、1949(昭和24)年に国立学校設置法が制定されると、全国の官立学校の多くは、新制の国立大学へと再編されます。このとき、国立大学は「さしあたり現在の学校の組織・施設を基本として編成」する方針が採られたため、発足当初「大学」として十分な教育体制・設備を有していたとは言い難く、その整備は課題となっていました。

多分に漏れず、官立の専門学校であった東京外事専門学校から、新制の国立大学となった東京外国語大学（以下、外大）と表記）においても、言語修得を中心とした教育体制や、校舎・専門書の不足などの設備・備品など、検討課題は多岐にわたっていました。外大では大学としての制度や教育方法を検討するため、学内に制度委員会と教授法研究会を発足させ、新たな教育体制の在り方の検討を進めていきます。

本資料は、『昭和二十四年十一月より全二十五年十一月まで大学講座編成に関する綴』に収録された、まさに新制大学として歩み始めたばかりの外大において検討された教授法研究会の中間報告です。その内容の一部を紹介します。

1. 地域研究を担う大学としての語学教育のあり方の模索

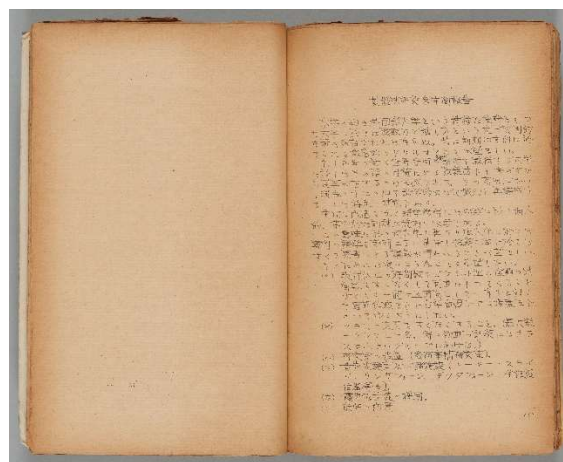
この中間報告には、「前文」として大学における言語教育の基本方針が示されています。前文は、中間報告が1950年6月に作成された後、時期は不明ですが、およそ1年以内に「訂正文」に差し替えられています。両者を比較すると、初版では戦前の専門学校時代を踏襲して、「実用に根底をおく語学修得」の徹底が主張されているのに対して、訂正版では新制大学として新たに目指していくべき「地域研究」と言語教育の関係性に言及しています。

訂正版では、大学における4年間の前期2年の言語修得は後期における「語学研究への発展的基盤」を構築するものであって、後期2年では「語学を通じての本学本来の研究に専念せねばならない」と、あくまで言語教育が外大の目指す「地域研究」の基盤であること、「本来の研究」と単に語学修得は異なることが強調されています。外大は新制の国立大学へと昇格する際に、戦前を踏襲した語学教育に主軸を置いた申請案が一度却下され、新たな教育・研究の枠組みとして「地域研究」を謳うことで大学への昇格が認められた経緯があり、学内カリキュラムの検討に際しても、言語教育を担う専門学校から、研究をも担う大学への転換を図るために、試行錯誤をした様子が伺えます。

他方で、両者ともに、言語修得を東京外国語大学の教育上の使命として位置づけています。訂正版では、「本学のごとき外国語大学と云う特殊な使命を持った大学に於ては、聴くこと・話すこと・書くこと・読むことの根本的語学力が先づ早急に完成されねばならぬ」と、いわゆる四技能の修得がうたわれるとともに、「根本的語学力の養成には初期に於

て個人的・集中的な訓練が絶対的に必要」と前期二か年における集中的な言語の修得の必要性が、「猛烈な語学訓練を行う」という言葉で主張されています。

その具体的な方法として、語学授業の時間数を前期2か年に集中し、「一年生に対して夏期休暇までに自学自習できる程度」に持っていくこと、少人数制の採用、学生の学外活動（雄弁大会、懸賞論文、日米学生大会への参加）などが提案されています。



【写真1 『教授法研究会中間報告』前文(初版)】

2. 「新たな」言語教育の提案

中間報告には、研究会の議論のなかで生まれた多方面にわたる改革提案も記されています。例えば、そのなかには「新制高等学校併設」案といったものがあります。その案では、「有為有能なる国際人を養成するためにはできるだけ学習者に早くから外国語の洗礼を受けさせることが必要である」と、大学に「英語の徹底的教育」を図る新制高等学校の併設を提案しています。

また、学生の「教室外に於ける学習の促進」方法として、学内にディクタ・フォーン、蓄音機、ラジオなどの設備を設け、「hearing と speaking」の自習をさせることや、戦前の東京外国語学校時代に中国語部の学生が実施していた中国での研修旅行を踏まえ、「之は語学の研究と事情の研究に於て、時には絶大な自信を与え、時には勉学への刺激となり、そのもたらした効果は少なくなかった」と、「学生海外旅行」の再興を提案しています。他にも、休暇中に外国人旅行者のガイドをする「休暇実習」もありました。

このように、中間報告を通して、戦後の新しい教育制度のなかで模索された語学教育の議論を伺い知ることができます。残念ながら本資料に続く最終報告を記した資料は見られていませんが、中間報告に示された構想が外大における戦後の教育改革の基礎となっていきます。

電子媒体による法人文書の移管が始まりました

倉方慶明(東京外国語大学文書館 研究員)

2018年7月、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議において、今後作成する行政文書は電子的に管理することを基本とすること等の方針が決定されました。翌年3月に示された「行政文書の電子的管理に関する基本的な方針」でも、今後作成する行政文書は、電子媒体を正本・原本として管理することが原則となったほか、電子的管理は業務プロセスや文書の特性に配慮し、利便性・効率性を重視することが示されました。

こうした政府の電子文書への本格的な転換を背景に、本学でも学内文書管理規程が改正され、①電子媒体による作成・取得が基本となること、②電子的情報共有システム等による様式・資料を反復利用すること、が定められました。

今のところ、本学の法人文書ファイル総数に占める電子媒体の割合は、2023年度時点で1.5%であり、2018年度0.6%から微増しているものの、規程の改正が必ずしも電子媒体での文書の作成・保管の転換点となったとは言えない状況です(表1参照)。しかし、今後電子媒体へと移行していくことは決定事項と言え、学内では電子決裁システムの導入とともに文書の作成・保管の中心が電子媒体へと移行していく見込みです。そのため、文書館では電子媒体による受入れ体制の検討を始めています。

また既に電子媒体での法人文書の移管も始まり、2024年度(2023年3月31日保存期間満了分)には2点が移管されています。そうした紙から電子媒体への過渡期における対応を以下報告します。

■国立大学法人東京外国語大学法人文書管理規程(一部抜粋)

(別表の業務に係る文書作成)

第10条 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

第11条 3 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子的情報共有システム等を活用し、職員の利用に供するものとする。

■表 1 東京外国語大学が保有する法人文書ファイルに占める電子媒体の割合(『公文書等の管理等の状況についての報告』より一部抜粋)

	総数	電子媒体	電子及び紙	総数に占める電子媒体の割合
2018年	8492	47	0	0.6%
2019年	8798	61	0	0.7%
2020年	9025	31	0	0.3%
2021年	6842	71	1	1.0%
2022年	6607	79	1	1.2%
2023年	5914	88	2	1.5%

1. 電子媒体による移管の流れ(2023年度分への対応)

①電子媒体の文書館への引渡し前の点検

- ・公文書管理課長通知(2024年2月9日付)記載の「標準的フォーマット」に変換。
- ・変換後の形式・文字化け等がないかを確認。
- ・パスワード等がかかっているファイルや読み込めないファイルが含まれていないかを確認。

②電子媒体の文書館への引渡し方法

- ・DVD等への複製後に引渡し。
- ・学内ファイル共有システムを通じた引渡し。

③文書館における見読性の確認及び保存措置の実施

- ・ファイルの起動状況・文字化け等がないかを確認。
- ・電子媒体へのコンピュータウイルス対策。
- ・「標準的フォーマット」への媒体変換。
- ・外付けハードディスクへの複製。

本学の文書館利用等規程では、電子媒体は利用できるようにするため「媒体変換その他の必要な措置を講ずる」(第6条第3項)ことが定められています。しかし、上記①の通り、直前に各課室において媒体変換を実施することを定めたことから、法人文書の移管分については原則として文書館において媒体変換を実施しないこととし、変換が必要なファイルについては、各課室に差し戻しを行い、変換後に引渡しを受け、本年度は媒体変換は実施せず、見読性の確認のみ実施しました。

2. 現時点での課題

電子媒体による引渡しを経て、現状学内において、そもそも電子媒体による文書管理のルールが明確でないという課題が確認されました。

例えば、公文書管理課長通知では、共有フォルダの体系的整理の考え方として「個人用」「検討中」「記録用」の3つのフォルダへの分類・整理が提唱されていますが、学内で確認されたフォルダ分けは、主として担当者個人レベルで判断した分類であり、国の指針などが未だ浸透していない様子が伺えます。また、他にもファイル名称付与のルールや電子メールの取扱い等、未検討の事項が多く、国の指針を踏まえ、学内の実務レベルにどのようにルールを落とし込んで行くのかという点が今後の課題と言えます。

文書管理の課題は、必ずしも電子媒体に限定したものではありません。しかし、電子媒体への移行の過渡期だからこそ、新たなルールへの転換も進み易いと考えられ、文書館では適切な移管環境の確立のために、今後も作成・保管を含めた現用段階の文書管理の改善に関与していきます。

東京外国語大学文書館日誌抄録 (2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)

4.17(月)	情報マネジメント・オフィス会議にて、大学文書館所蔵資料検索システム調達について検討。審議継続	10.20(金)	連携事業打合せ(府中市教育委員会)、企画展「東京外国語大学 150 年のあゆみ」開始(会期延長・一時中断を経て 4/18 迄)、常設展示パネル英語版運用開始
4.19(水)	広報(建学 150 周年関係)打合せ	10.27(金)	展示場 Digital Archives 仮修繕(システム)
4.20(木)	本郷サテライトへの収蔵庫移転について予算計画検討開始	10.28(土)	東京外国語大学 150 周年記念式典挙行(通史『東京外国語大学 150 年のあゆみ』頒布)
5.10(水)	本郷サテライト環境調査	11.2(木)	連携事業打合せ(ふるさと府中歴史館)
5.17(水)	情報マネジメント・オフィス会議にて、大学文書館所蔵資料検索システム調達について承認	11.17(金)	連携事業打合せ(府中市立第二中学校)
5.26(金)	企画展「学内競漕大会の歴史 2023」開始(8/30 迄)、文書館運営委員会・文書館会議(オンライン)	12.8(金)	府中市教員向け研修出席(連携事業の件)
6.2(金)	連携事業打合せ(ふるさと府中歴史館)	1.24(水)	施設企画課・総務企画課計 4 名が文書館収蔵庫の施設見学、収蔵庫問題を検討
6.7(水)	本郷サテライト環境調査・整理棚設置検討	1.31(水)	連携事業打合せ(ふるさと府中歴史館)
6.8(木)	府中市ふるさと府中歴史館より資料貸借(連携事業用)	2.1(木)	京都大学出張(年史編纂事業の件)
6.9(金)	公文書館長会議(倉方研究員)	2.5(月)	展示場 Digital Archives 修繕(システム)
6.12(月)	法人文書ファイル回収等調整(総務企画課)	2.8(木)	府中市ふるさと府中歴史館より連携事業依頼書受領
6.14(水)	総務企画部打合せ(附属図書館への事務室移転および本郷サテライトへの収蔵庫移転の取り止め予定と報告)	3.13(水)	資料群集中整理・収蔵庫資料配置変更(～3/28)
6.19(月)	「令和 4 年度法人文書の管理の状況調査に基づく「法人文書ファイル管理簿」等の提出について(依頼)」及び「法人文書ファイルの回収のお願い」通知(総務企画課)	3.14(木)	点検評価(期末報告)提出
6.20(火)	総合戦略会議において、本郷サテライトへの収蔵庫移転の取り止めが正式決定	3.18(月)	展示場 Digital Archives 修繕完了(システム)、連携事業打合せ(ふるさと府中歴史館)
6.26(月)	建学 150 周年記念事業委員会(7/3 迄、メール審議、年史編纂について報告) 蒲	3.25(月)	特定歴史公文書等目録(2023 年度)・法人文書ファイル移管報告書の公開
7.10(月)	法人文書ファイルの回収・評価選別(8/4 迄)	3.26(火)	
7.20(木)	移管廃棄検討案調整。各課・室との評価選別結果の協議(8/4 迄)。人事労務課より初めて法人文書ファイル回収(利用制限棚の運用開始)		
7.25(火)	展示場 Digital Archives 修繕調査		
7.31(月)	ニューズレター(第 7 号)刊行		
8.4(金)	法人文書ファイル移管最終案確定		
8.23(水)	展示場 Digital Archives 修繕(無停電電源装置)		
8.30(水)	連携事業打合せ(ふるさと府中歴史館)、移管対象の法人文書ファイル低酸素処理開始		
9.8(金)	台風のため臨時休館		
9.28(木)	廃棄対象の法人文書ファイル溶解処分		
10.4(水)	授業「近代日本のなかの東京外国語大学」(対面・Zoom 併用、全 13 回、1/24 迄)		
10.5(木)	点検評価(中間報告)提出		
10.12(木)	連携事業打合せ(ふるさと府中歴史館)		

2024 年度企画展開催予定

本年度の企画展の開催予定は次の通りです。

◆開催期間

- 4 月～8 月 学内競漕大会の歴史
- 8 月～10 月 所蔵資料紹介
- 10 月～1 月 東京外国語大学 150 年のあゆみ (仮)
- 1 月～3 月 所蔵資料紹介

◆開催場所：附属図書館 1 階ギャラリー

※開催時間は附属図書館の開館時間に準拠します。



【左】
2023 年度
企画展「東京外国語大学 150 年のあゆみ」の様子

東京外国語大学文書館報 第 8 号 2024 年 9 月 6 日発行

編集・発行 東京外国語大学文書館

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 TEL 042-330-5842

E-mail tufsarchives@tufs.ac.jp

URL <http://www.tufs.ac.jp/common/archives/index.html>